研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則第３条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

（研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十四条　研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十五条　加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第三十六条　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の前の「別記」を削る。

別記様式第一から別記様式第五までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十七条　試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十八条　使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十九条　再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「講じる」を「講ずる」に改める。

（再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十条　再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十一条　特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則の一部改正）

第四十二条　指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第１中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改める。

第二章　放射線障害防止法関係

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四十三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１の前の「（別記）」を削る。

別記様式第１から別記様式第六十一までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第１中「様式第一」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第二」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第三」を「別記様式第３」に、「様式第二」を「別記様式第２」に改め、別記様式第四中「様式第四」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第五」を「別記様式第５」に改め、別記様式第六中「様式第六」を「別記様式第６」に、「様式第五」を「別記様式第５」に改め、別記様式第七中「様式第七」を「別記様式第７」に改め、別記様式第八中「様式第八」を「別記様式第８」に、「様式第一」を「別記様式第１」に改め、別記様式第九中「様式第九」を「別記様式第９」に、「様式第七」を「別記様式第７」に改め、別記様式第十中「様式第十」を「別記様式第10」に、「様式第五」を「別記様式第５」に改め、別記様式第十一中「様式第十一」を「別記様式第11」に、「様式第一」を「別記様式第１」に改め、別記様式第十二中「様式第十二」を「別記様式第12」に改め、別記様式第十三中「様式第十三」を「別記様式第13」に改め、別記様式第十四中「様式第十四」を「別記様式第14」に改め、別記様式第十五中「様式第十五」を「別記様式第15」に改め、別記様式第十六中「様式第十六」を「別記様式第16」に改め、別記様式第十七中「様式第十七」を「別記様式第17」に改め、別記様式第十八中「様式第十八」を「別記様式第18」に改め、別記様式第十九中「様式第十九」を「別記様式第19」に改め、別記様式第二十中